



交通安全ニュース



R 5 . 5 . 1 2

No. 5 - 7

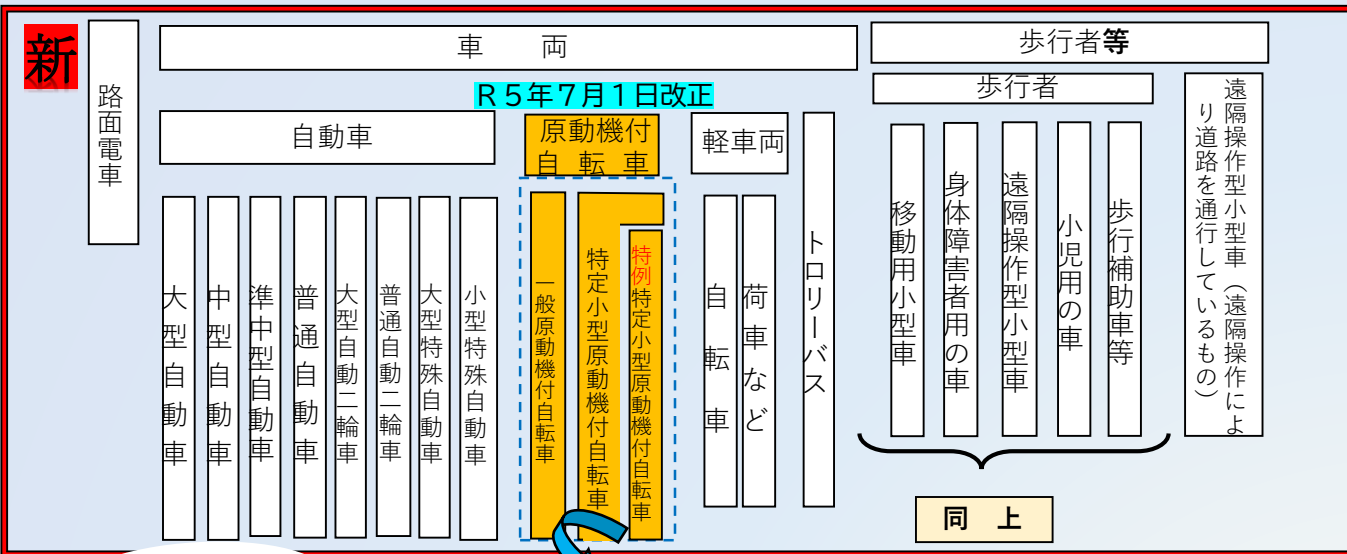
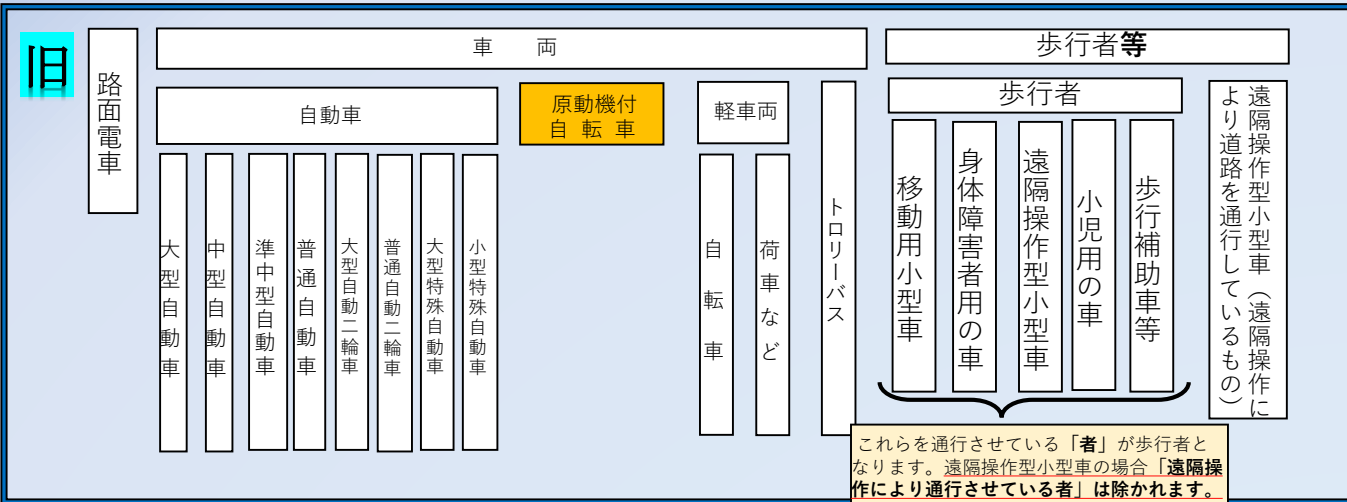
香川県警察本部
交通部交通企画課

特定小型原動機付自転車って何？

道路交通法で新たに定義されます。

R5.7.1以降

以下、「法」といいます。



Pick up



一定の基準を満たす物

電動キックボード等

座席有りや3輪タイプなどの物も存在します。

基準を満たさない物は「一般原動機付自転車」に該当し、**運転免許**が必要です。

特定小型原動機付自転車

自転車に近い交通ルールが適用

～主なルール～

- ・運転免許不要
- ・16歳未満運転禁止
- ・ナンバープレートの表示義務（新小型標識）
- ・乗車用ヘルメットの着用努力義務 など
- ・車道通行
- ・自賠責保険への加入義務

※この中で、さらに基準を満たす物については「特例特定小型原動機付自転車」として走行することが可能です。

詳しい交通ルールは、右の2次元コードから警察庁ウェブサイトの特設ページをご確認ください。



警察庁ウェブサイト
特設ページ